

令和6年度第1回文化財調査委員会議 会議録

- 1 会議名 令和6年度第1回文化財調査委員会議
- 2 開催日時 令和6年8月1日(木) 午前9時30分から午前11時まで
- 3 開催場所 花泉支所 4階東大会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 工藤武委員、菊池薫委員、大島晃一委員、千葉信胤委員、西幸子委員、佐々木繁喜委員、山川純一委員、佐野修弘副委員長、千葉浩委員、菅原良太委員、山崎司朗委員、千葉栄一委員、海野哲彦委員、八巻徹委員長、金野壮委員
 - ※欠席者 及川雅晴委員
 - (2) 事務局 時枝直樹教育長、千葉せつ子教育次長兼教育総務課長、氏家克典教育委員会事務局副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長、金野修文化財課長補佐兼文化財係長、菅原孝明文化財課学芸主査、畠山篤雄文化財課文化財調査研究員、東資子文化財課文化財調査研究員
- 5 議題
 - (1) 令和5年度文化財保護事業の実績について
 - (2) 指定文化財の指定について
 - (3) 令和6年度文化財保護事業の実施について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 1人(うち報道機関1人)
- 8 時枝直樹教育長挨拶

本日はご多用のところ、また午前中から気温が高い日が連日続いている中、お集まりいただきましてありがとうございます。

文化財調査委員の皆様には、日頃より当市の文化財保護行政への提言や文化財調査などにご協力を賜わり、重ねて感謝申し上げます。この文化財調査委員会議は、例年7月か8月に1回目、2月か3月に2回目を開催しています。本日は、令和6年度の第1回目の会議となります。令和5年度の事業実績の報告、指定文化財の指定2件について、そして令和6年度の事業実施について審議をしていただきます。

令和6年度事業については、令和7年度までを計画期間とする一関市教育振興基本計画の後期計画に沿った事業を展開することとしています。指定文化財への指定を計画的に行っていくこと、文化財の保護方針に関すること、民俗芸能団体の活動支援や一関本寺の農村景観の保全に関することなど、継続して取り組んでいく事業が多くあります。

また、当市の財政状況が厳しい現状もありますので、その中で優先順位を見極めながら、予算の確保や地域住民の皆様の理解を得ながら事業を進めてまいりたいと考えているところです。なお、令和6年度の事業展開に向けては、令和5年度の一関市教育委員会事務事業等の点検を外部委員の方に協議していただき、教育委員会議を終えて評価された点も加味しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

話題提供になりますが、子どもたちが地域を誇りに思い、大切にしていける気持ちを伸ばすため、当市ゆかりの偉人「大槻三賢人」について、B&G財団からの助成を受けてマンガを作成しました。参考までにこの会場にも置かせていただいておりますが、市内小学校には5年生の学級に在籍する児童数分、また中学校、図書館、博物館にも配架していることをお知らせいたします。

本日は、皆様方からの貴重なご意見をご提言いただきまして、できる限り当市の文化財保護事業に反映してまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この後別件の公務があり、会議の進行状況によっては、途中で退席させていただくことになるかもしれませんが、ご了解をいただきたいと思います。

9 審議内容

(1) 令和5年度文化財保護事業の実績について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 民俗資料等の収蔵庫の集約化について、当市の場合は、資料が数多くあり、保管場所も分散しているため、収集に時間がかかり非常に業務量も多い。選別して保管をしていく方法もあると思うが、民俗資料は美術品と違い、群として保存活用や研究が必要で、それを無くしては研究対象にはならない。集約化を検討するとのことだが、具体案や方向性として、効率化を図るために集約して、集中管理し活用を図るという方向を目指せないものか。集約化は非常に急がれることだと思うが、どういった方向性か。

事務局 民俗資料館で集約、一括管理できる収納スペースはないというのが現状である。事務局として想定している案は、各地域に1か所拠点となる収蔵庫を置きたいと考えている。民俗資料館等で展示できる資料については、当然選別をしながら、集約場所を検討している。

委員 膨大な資料を管理、選別することは大変なことだが、現状の一関市の民俗分野を専門とする職員は、1名しかいない。博物館にもいない。集約化を進めるためにもこの辺りの措置は必要ではないか。この体制は現実的ではなく、評価して管理し、活用を考えるという専門的な職員がいないと進まないのではないか。集約化が進まない理由のひとつになっているのではないか。

事務局 文化財課に1名と民俗資料館に学芸員が1名配置になっており、情報共有を図り資料整理などを行っている。平成24年、25年度には、作業員を雇用し各地域に保管されていた資料を悉皆調査し、整理のうえ、まとめたものをデータ化している。その資料の保管場所として、それぞれの施設に分担して保管、1万点の資料のうち1,000点を民俗資料館に展示している。今後どのように活用するか、地域で公開できるか、民俗資料館の開館に当たり企画展などの展示を検討する時点で、整理は出来ている。あとは、活用と集約の問題が課題となっている。

委員 市の博物館でも収蔵庫が満杯状態であると聞いている。これ以上収集できかねるといような問題が実際に起きている。新たな収集活動が滞ることになる。その件に関して、民俗資料以外の美術品等も含めた管理状況と今後どのように対応していくのか。

事務局 博物館の収蔵状況が大変であるということは承知している。博物館の収蔵庫は、特に価値が高くて貴重な資料を保管できる素晴らしい収蔵庫である。そこに収蔵しなければならない資料とそうではない資料をランク付けしながら、それぞれの場所に収蔵していく。具体的には、閉校校舎を改修するとか補助金を活用して新しく建てるとか様々な方法が考えられる。もしくは博物館の今空いているスペースを整理しながら収蔵を進めていくとか、そういったところは博物館でも検討しているところだと思う。それぞれの資料に合った保管施設を検討し、それに見合った保管をしていく。また、財政状況もあり、具体化についてははっきりと言えないが、閉校した校舎の利用については既に委員もご存じのとおり、市としては、産業用地としての利用を優先しているのでなかなか進んでいない状況である。

委員 確かに博物館資料は空調などの環境管理や盗難対策などを考える必要があり、きちんとした収蔵施設が必要になると思う。具体的な方策の一つとして、閉校した校舎を利用して、どこに何を置くか、そして施設をどのように整理していくかなどを考えていかないとだめではないか。進捗しないわけだから、そういう細かい部分を具体的に提示して検討いただきたい。

事務局 博物館と連携しながら検討する。繰り返しになるが、現在、市の方針として閉校した校舎の利用は、産業用地としての利用が優先ということもあり、ある程度目途が立った後の展開になっていくものと考えている。

委員 収蔵施設と言っているが、収納しているに等しい状態だと思う。そこはきちんとどのように集約するのか、別の委員からも閉校した校舎の利用が考えら

れると話があったが、市からは財政的な問題もあるし、産業用地としての利用が優先ということで全面的にそちらに活用するという方向性ということだが、それを再考する時期に来ているのではないか。

それから、収納するスペースが全く無いということで、10年ほど前には、猫神信仰に関わる資料を、博物館や教育委員会に寄贈するということがあったが、引き受けられず、宮城県村田町の資料館に資料が流出している。最近では、地元の方から岩手県の指定文化財にも成り得る「ハナイズミモリウシ」の化石を寄贈したいという話があったが、県立博物館に行ってしまったということがあつた。きちんと集約をして収納スペースを作ってこれから活用できるような施設を整備された方が良いのではないか。

事務局 ご意見ありがとうございます。事務局としても集約していきたいと考えている。また、博物館で資料を受けられなかったという話があったが、そこは博物館で判断したことになるので、文化財課ではわかりかねるところがあるが、博物館には資料の収集基準があり、文化財課所管の資料館等にも、それぞれテーマに沿った収集基準がある。そういった収集基準から外れたこと、受け入れても担当する学芸員がいないことなどの背景もあつたものと思われる。

委員 猫神の信仰の資料については、浪分神社の猫絵馬が市指定の無形民俗文化財になっているが、実際にそれ以上のクラスのもものが村田町に流出している。とんでもないことである。それから、ハナイズミモリウシの動物化石についても、とても良い資料で、一発で県の指定文化財と成り得る考古資料で、それを博物館で受け入れなかったわけだが、現実として受け止めていただきたい。

事務局 受け入れられなかったのは事実である。そういったご意見も収納スペースがなかったということだけでなく、収集基準や専門職員のことなどの背景があつたものと思う。折角の資料を頂くわけなので、調査をして活用していかないとならない。決して受け入れるを拒否したわけではない。

委員 広報に関して、大槻家関係資料の重要文化財の指定があり、文化財関係者に関しては非常に誇らしい、喜ばしいことだつた。これに関して、市民に対する広報が行き渡っているのかが疑問である。市民は知らない、認知していないのではないかと感じる。かつて骨寺村の世界遺産に関する活動時は、全市を挙げて対応したため、市民の間にも理解が広まったものと記憶している。その時と比べて雲泥の差があると思う。世界遺産と国の重要文化財のどこが違うのかわからないが、一生に一度あるかないかの好機をもっと活かしてほしい。広報のあり方について様々あるが、最近、市の情報がスマートフォンに毎日のように

来ている。とても便利である。教育文化関係だと図書館の情報が毎日入っている。文化財の情報については、非常に残念だがほぼ入ってこない。何とか国の重要文化財に指定された資料の価値、それからこの事実を一般市民に広めていただきたい。

事務局 市民に対する広報については、広報誌の文化財探訪のスペースで文化財課の情報を発信している状況であるが、重要文化財の指定に関する情報発信は行っていない。インターネットを利用した情報発信についても、現在は行っていないが、今後検討していく。

委員 偉人マンガに関して、大変わかりやすく、良いものだと思うが、一般の方からの問い合わせはあるのか。著作権などの問題もあると思うが、一般向けの提供や販売を考えていいのではないか。

事務局 この偉人マンガを製作した趣旨は、公益財団法人B&G財団の助成事業として、小中学校の授業で活用することである。助成金を活用し1,000部を製作したが、この1,000部については販売ができない条件となっている。増版しての販売は可能であるが、一般市民向けの販売については、一般の方々からの問い合わせや反響の状況を勘案し想定される事業展開を検討したうえで、予算措置を行うこととなる。

市民等からの問い合わせについては、プレスリリースを行い、新聞にも掲載されたため、数件ではあるが、問い合わせがあった。内容は、どこで販売しているか、どこで現物が見られるか、といったものである。一般向けの偉人マンガの紹介については、この8月から公益財団法人B&G財団のホームページで偉人マンガを無料で閲覧できるようになる。確認が取れ次第、情報発信をしていく。

(2) 指定文化財の指定について

時枝直樹教育長から八巻委員長に諮問書2件を提出した。

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 ご天王さまの獅子舞について、歴史的な経緯がよく分からず、伝播の経路などもわからないものか。

事務局 当地で修験の獅子舞を舞っていたという資料がない。また、別当さんが引き継いでいるという資料もない。ただ、東北地方の全体的な様子の中で、修験の獅子舞を引き継いでいるものと想像はできる。四代前の明治生まれの方までは分かっているが、その方がどのようにしていたかそのあたりのことが誰もわかっていない状況である。

委員 調書の中に、「風土記御用書出」の話が出てくるが、安永4年には八雲社はなかったと書かれている。文政以降の話なのか。

事務局 安永には八雲社がなくて、そのあとの文政4年の勧請。獅子鼻には八雲社があつて、修験者がいて獅子舞を舞っていたのではないかと推定はできる。それを地域全体でやっていたものを各地の別当が引き継いでいったものと推定している。資料が残っていないため、推定である。

委員 獅子頭について、新しいものを使っているという説明だったが、古いものに紀年銘などは書いているのか。

事務局 紀年銘はない。新しく作ったのは平成になってからで、一番古いものは昭和3年の記載がある旗である。

委員 一関地域内にある獅子舞について、調べたと思うがどのような特色があつてどんな団体があるか、なぜ西黒沢獅子舞を無形民俗文化財に指定するのかなど、もう少し説明を頂きたい。

事務局 同じような行事は、調書に記載のとおりである。達古袋獅子舞は中断したものを復活させて引き継いだもの。巡行が行われていることと継承しているという点がとても貴重であることが無形民俗文化財指定の理由である。

委員 情報提供になるが、旧蝦島村、現在の花泉町油島にある白山姫神社で獅子舞の巡行をやっている。私の地元、集落にも来ている。実際に頭を出して噛んでもらったりしている。

委員長 それでは、諮問第1号「ご天王さまの獅子舞（西黒沢）」について、指定が適当であると答申してよろしいか。

委員 異議なしの声あり。

委員 古内神楽について、南部神楽の名称の南部とはどういう意味か。

事務局 一般的に言われているのは、当時の仙台藩領域の北の人たちが、自分たちとは違う別なものという意味で「南部」と言っていたもの。明治時代以前、江戸時代から南部神楽と言われている。

委員長 それでは、諮問第2号「古内神楽」について、指定が適当であると答申してよろしいか。

委員 異議なしの声あり。

八巻委員長から千葉教育次長へ答申書を交付した。

(3) 令和6年度文化財保護事業の実施について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 本寺の農村景観、骨寺村荘園遺跡を紹介するパンフレット「中世の風景」に

ついて、初版から20年程度経過していると思われるが、新しいものにリニューアルする予定はないのか。

事務局 現在、このパンフレット「中世の原風景」については、今年度の増刷予定ということで、編集作業中である。構成自体は変わらない。史跡の範囲内で調査が進んだところや細かな文言の修正を行っている。もう一つは、世界遺産の拡張登録について、一区切りをつけて、県及び2市1町でひらいずみ遺産という形で、世界遺産の5資産と関連資産の5資産で具体的な保存管理や情報発信をしていくという形で推進していくこととしている。この拡張登録に関するページをひらいずみ遺産の説明として更新する予定としている。史跡と文化的景観については、このパンフレットの中で十分触れており、構成を大きく変更することは今のところ考えていない。

委員 平泉文化遺産として、県がこれから取り組むということだが、その方向性をもう一度説明いただきたい。

事務局 令和5年8月に県、一関市、奥州市、平泉町の代表者が集まって関係者会議を開催し、そこで取り決めたこととして、柳の御所の推薦書を作成すること、資産の価値向上を目指して調査研究を継続していくこと。それから世界遺産になっている5資産と関連資産の5資産を合わせてひらいずみ遺産と位置付け、一体的な保存管理、調査研究、情報発信等に取り組んでいくとした。県を中心にひらいずみ遺産の要綱を作成したが、具体的にどうしていくか、なかなか明確には答えられないが、県では、広報誌「岩手グラフ」に掲載をして、情報発信を始めている。また、世界遺産の連携実行委員会という組織を立ち上げているが、そこでも文化観光の取組をこれからやっていくという方向性になっている。

委員 ここを一つの区切りとしていることでもあるので、実際のところは、様々な調査や研究は始まったばかりのような状況だと思う。現状で、可能な限り客観的なデータを記録する。それを撮影する方法を取るべきと考える。市だけではなく県にも働きかけをしてほしいが、デジタル化は時代の流れでもある。小型カメラを持って歩くだけでデータが拾えるような時代になっている。3Dのデータで、そういう技術を使って地域あるいは市全体をデジタル化するのが一番いいが、そういう方向で取り組むべきと思う。全国の進んでいる都市では、防災関係で積極的に取り入れられている。これは、埋蔵文化財であろうが、有形文化財であろうが、建物すべて、地表面を守るようにデータ化することが可能で、文化庁も積極的に進めている事業である。コストパフォーマンスという意

味ではかなり高い。ぜひ検討いただきたい。

事務局 データ収集を基に全面的に活用していくかということも考えつつ、検討していく。

委員 一関本寺の農村景観保存計画の構成要素である重要建物の修理修景について、この重要建物とはどんな建物か。

事務局 一関本寺の農村景観は、文化的景観に選定される際に、その景観を構成している要素は何かを定める必要があり、この時は、建物が大事ということで定めた経緯がある。現在、52件の屋敷地、126棟が重要な建物となっている。これは、文化庁が告示をしている。もう少し具体的に言うと、文化的景観、農村景観は、栗駒山から北西の季節風を防ぐための居久根^{いぐね}と屋敷地の中心である主屋。その他に別棟に建っている付属屋。これは物置や作業小屋、トイレなどだが、一部には揃っていないところもあるが、このような要素が含まれている日本的な家屋を重要建物として選定している。ただ、本寺地区すべての家屋が選定されているわけではなく、本寺の農家特性に当てはまる文化的景観に相応しいものを重要建物としている。

委員 千葉胤秀旧宅について、確認だが、文化財としての価値はどの辺にあるのか教えてほしい。和算の大家であった人の旧家ということの価値か、民家としての建築に関する価値なのか。

事務局 指定当時の情報では、胤秀が実際に住んでいた時期が19世紀初頭になるが、その頃の農家建築として形を残していくということで指定になっている。千葉胤秀が、そこで和算を自ら学び、それを周囲の人々に教えていく、和算が広まる拠点となっていたことに実は価値がある。農家建築としての評価の指定となっているが、それだけではなく、胤秀が和算を広めたという功績についても価値として認められている。

委員 千葉胤秀旧宅は、民間建築というか建造物としての時代性とか特色が評価されての文化財指定ということだと思うが、市としての情報発信、PRをどのような形で行っているのか。

事務局 具体的な情報発信は特に行っていない。千葉胤秀旧宅にはパンフレットがあり、また、市のホームページで文化財の紹介をしており、こちらを見ていただく形になる。